

県子ども・子育て支援事業支援計画(素案)に対する意見募集結果

1 意見募集・意見聴取の結果の概要

(1) パブリック・コメントによる意見

- ① 実施期間 平成 26 年 12 月 15 日（月）～平成 27 年 1 月 14 日（水）
- ② 件数 8 件（2 人）
- ③ 素案に関する主な意見及び意見に対する県の考え方

番号	頁	項目	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
1	1	第 1 章 1	鹿児島県内の子どもの相対的な貧困率や就学援助の実態等を踏まえ、子どもの貧困の改善目標の設定や貧困改善に向けて抽象的・一般的な記述に留めるのではなく、具体的に数値目標を設定した事業計画を策定されることを求める。	子どもの貧困の改善に向けた事業計画につきましては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」で、都道府県が策定するよう努めることとなっており、別途検討する予定です。（子ども福祉課）
2	1 15	第 1 章 2 第 4 章 4	放課後子ども総合プランの推進のために、厚生労働省・文部科学省の平成 26 年 12 月 26 日付けの「『放課後子ども総合プラン』等に係る Q & A」を県内の市町村へ周知徹底をしていたきたい。	放課後子ども総合プランについては、市町村への説明会を開催するなど制度の周知に努めているところです。 なお、「『放課後子ども総合プラン』等に係る Q & A」については、市町村へ送付し周知しています。（青少年男女共同参画課）
3	15	第 4 章 4	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室を学校の空き教室で実施する場合、5 時までは放課後子供教室で、5 時以降は放課後児童クラブとして運用するのではなく、事業計画を作成するのであれば、それぞれの事業のニーズと実績を踏まえ、各々の事業の拡充を図る計画とすることが重要である。	御意見の趣旨については、今後、市町村の取組を支援する際などの参考とさせていただきます。（青少年男女共同参画課）

番号	頁	項目	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
4	15	第4章4	<p>地域子ども・子育て支援事業の推進について</p> <p>① 鹿児島県内の子どもの相対的な貧困率や就学援助の実態等を踏まえ、具体的に数値目標を設定した事業計画を策定していただきたい。</p> <p>② 待機児童の把握（潜在的な待機児童を含む）をすることにより、学童保育（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策の目標数値を設定しているかどうかを把握していただきたい。</p> <p>③ 学童保育の利用世帯の経済状況の把握をしていただきたい。</p>	<p>① 地域子ども・子育て支援事業については、現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえ、各市町村が数値目標を設置することとなっています。</p> <p>子どもの相対的な貧困率や就学援助の実態等については今後の参考とさせていただきます。</p> <p>② 地域子ども・子育て支援事業の一つである学童保育（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策の数値目標の設定は各市町村で行うこととなっています。</p> <p>市町村は、計画策定にあたり県と協議を行うこととなっているため、県は各市町村の目標数値を把握することとなっています。</p> <p>③ 御意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。（青少年男女共同参画課）</p>
5	15	第4章4	<p>放課後子ども総合プランに基づき県が設置する「推進委員会」の委員選任にあたっては、学童保育の運営主体の状況を考慮した人選とすることが必要である。</p>	<p>御意見の趣旨については、今後の推進委員会の委員選任にあたり参考とさせていただきます。（青少年男女共同参画課）</p>
6	15	第4章4	<p>放課後児童クラブについて</p> <p>全国的には、「3年生まで」という学童保育もまだ5割弱あり、大規模化を解消することを理由として、高学年の子どもの入所を制限している自治体や施設がある。</p> <p>施設面では、老朽化した施設・設備の改善を多くの施設運営者が望んでいるが、その資金確保は厳しい状況にある。施設整備のための補助金の枠拡大や条件緩和が必要である。</p> <p>さらに鹿児島県は、離島やへき地を抱え小規模校における学童保育の開設・運営が困難な地域を多く抱え、結果、学童保育を必要とする校区に開設ができない状況がある。</p> <p>広域行政として鹿児島県にあっては、県内の自治体において確実な計画実行がなされるよう財政的な支援と調整機能が求められる。</p>	<p>御意見にある広域行政としての県の役割については、子ども・子育て関連3法の趣旨を踏まえ、「第1章1計画策定の趣旨」に記載しているところです。</p> <p>なお、放課後児童クラブの補助対象は10人以上でしたが、平成27年度から10人未満でも補助対象となる予定のため、離島やへき地など子どもが少ない地域においても今より設置しやすくなると思われます。（青少年男女共同参画課）</p>

番号	頁	項目	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
7	16	第4章5 (2)	<p>① (放課後児童支援員の) 認定資格研修事業では、研修と認定事務を確実に実施していただきたい。</p> <p>すべての指導員が5年以内に研修を受講できる規模・内容の計画とし、そのための予算を確保していただきたい。</p> <p>② 県単位で行っている資質向上のための研修を、子ども・子育て支援法で県が支援計画で定めるべき事項として定められている「子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」として位置づけ、それらの維持や拡充を図ることができるカリキュラムと講師陣の確保をしていただきたい。</p>	<p>① 御意見の趣旨については、今後認定資格研修事業を実施するにあたり参考とさせていただきます。</p> <p>② 資質向上のための研修については、「第4章5(2)地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保と資質の向上に対する支援」において記載しているところです。</p> <p>(青少年男女共同参画課)</p>
8			<p>子どもや保護者などの健康を受動喫煙から守るため禁煙の啓発・講習，施設敷地内での禁煙の徹底，受動喫煙防止条例の制定などの対策が重要である。</p>	<p>喫煙や受動喫煙が健康に与える影響について，リーフレットやポスター等の活用により県民への周知を図っているほか，県内の市町村，各関係施設・団体を対象に毎年分煙など受動喫煙防止対策の推進について周知を図っているところです。</p> <p>また，受動喫煙防止対策に取り組む飲食店又は喫茶店を「たばこの煙のないお店」として募集し，ステッカーの交付及び県ホームページで紹介しているところです。</p> <p>今後も引き続き受動喫煙防止対策の推進に取り組んでまいります。</p> <p>なお，子どもの健全育成の観点から，未成年者の喫煙防止活動について，かごしま子ども未来プラン後期計画（県次世代育成支援対策行動計画）に記載しているところです。</p> <p>(健康増進課，青少年男女共同参画課)</p>